# 令和7年度 市民税・府民税申告の手引

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方

郵送で提出される方

3. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方

5. 税務署で確定申告をされる方

6. 市民税・府民税について

4. 申告に必要なもの

7. 所得の速算表

8. 調整控除の算出

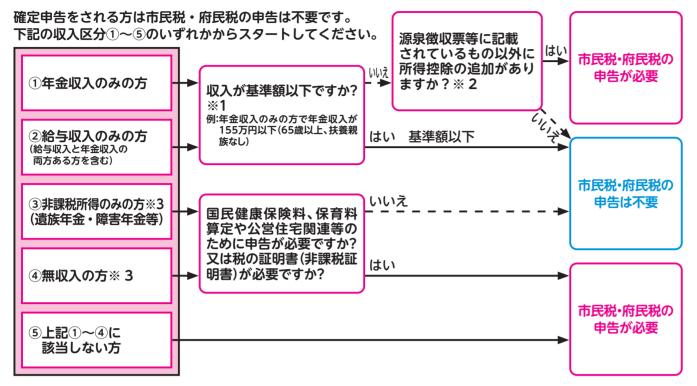
9. 市民税・府民税の計算例

令和7年度市民税・府民税に係る主な改正点 10.

11. 申告書の書き方(おもて面)

12. 申告書の書き方(うら面)

#### 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方



※ 1公的年金等の収入金額が非課税限度額以下の方については、申告は不要です。源泉徴収票にてご確認ください。

例:65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)扶養1名⇒公的年金等収入(複数ある場合は支払金額の合計額)が2.110.000円以下

65歳未満(昭和35年1月2日以後生まれ)扶養1名⇒公的年金等収入(複数ある場合は支払金額の合計額)が1,713,334円以下 なお、扶養人数や本人の障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除の有無により非課税限度額は異なります。詳細は、高槻市ホームページ等をご参照ください。 ※ 2「確定申告」が不要な公的年金等収入が400万円以下の方も、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加することにより市民税・府民税額の 軽減を受けようとする方は、申告が必要となります。特に、年金から引き落としされていない国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等があ

※3令和6年中に無収入又は収入が非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみであった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし、国民健康保険料の算 定・軽減判定、保育料算定、公営住宅、教育関係等の各種申請のために、申告が必要な場合があります。

#### 郵送で提出される方

る方は、市民税・府民税の申告が必要です。

提出先 : 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 市民税課 宛

提出期限 : 令和7年3月17日(月)まで

・源泉徴収票、控除証明書等の申告必要書類を同封してください。 申告される方の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類

(個人番号カード、通知カード(既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの)等) の写しを同封してください。

申告内容で不明な点等をお問合せする場合があるため、申告書の電話番号の欄は必ずご記入ください。

受付票及び添付書類の返送を希望される方は、切手が貼付された返信用の封筒を同封していただきますようお願いします。 ※返信用封筒は添付書類が入るサイズのものを同封してください。

※受付票及び添付書類の返送には時間を要しますので、予めご了承ください。

※本手引きは令和6年12月末現在の地方税法に基づき作成しています。今後関係法令の改正などにより変更することがあります。

☎072-674-7132 総合センター1階 25番窓口 【お問合せ】 高槻市役所 市民税課

# 6. 市民税・府民税について

個人の市民税・府民税は前年の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。

●納税は誰が … 毎年1月1日を基準として、次のとおり課税されます。 ①市内に住所のある方 → 均等割額と所得割額の合計額

※上記に加え森林環境税(国税)が年額1,000円課税されます。

②市内に事務所や事業所・家屋敷を持っているが住所は市外にある方 → 均等割額のみ

●均等割とは … 前年の合計所得金額が一定額以上の方に、行政上の諸施策に要する経費の一部を広くご負担 いただくために課税されるものです。

●所得割とは … 前年の課税総所得金額に応じて課税されるものです。

··· 均等割(市民税 3,000 円、府民税 1,300 円) ●税率は 所得割(市民税6%、府民税4% 計10%)

所得の速算表

## 給与所得の速算表 <令和7年度(令和6年分)>

| 100 377113 127027127    |                            |                                 |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 給与収入                    | 給与所得                       | 計算例                             |
| 0円 ~ 550,999円           | 所得 0円                      | 017177                          |
| 551,000円 ~ 1,618,999円   | 収入金額 - 550,000円            | 給与収入 3,002,578 円の場合             |
| 1,619,000円 ~ 1,619,999円 | 1,069,000円                 |                                 |
| 1,620,000円 ~ 1,621,999円 | 1,070,000円                 | $3,002,578 \div 4 = 750,644.5$  |
| 1,622,000円 ~ 1,623,999円 | 1,072,000円                 | →千円未満切捨て 750,000                |
| 1,624,000円 ~ 1,627,999円 | 1,074,000円                 |                                 |
| 1,628,000円 ~ 1,799,999円 | 収入金額÷4 × 2.4 + 100,000F    | 750,000 × 2.8 = 2,100,000       |
| 1,800,000円 ~ 3,599,999円 |                            | 750,000 × 2.8 – 2,100,000       |
| 3,600,000円 ~ 6,599,999円 | (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000F | 9 100 000 000 000 000 000       |
| 6,600,000円 ~ 8,499,999円 | 収入金額 × 90% - 1,100,000F    | 2,100,000 — 80,000 = 2,020,000円 |
| 8,500,000円 ~            | 収入金額 - 1,950,000F          | 給与所得金額                          |
|                         |                            | <del>_</del>                    |

## 公的年金等の雑所得速算表

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合については省略しています

|                                    | 7712  |   | 1,000/31/3/21/3/21/01/2001   |
|------------------------------------|---|---|--|
| 受給者の年齢                             | 公的年金等の収入金額の合計   | 公的年金等の所得(雑所得)<br>公的年金等維所得以外の所得に係る合計所得金額<br>1,000万円以下  | 計算例  |
| <b>65歳未満</b><br>昭和35年1月2日<br>以後生まれ | 0円 ~ 1,299,999円<br>1,300,000円 ~ 4,099,999円<br>4,100,000円 ~ 7,699,999円<br>7,700,000円 ~ 9,999,999円<br>10,000,000円 ~ | 収入金額 - 600,000円<br>収入金額 × 75% - 275,000円<br>収入金額 × 85% - 685,000円<br>収入金額 × 95% - 1,455,000円<br>収入金額 - 1,955,000円   | 年金収入 3,456,789 円の場合<br>(65 歳以上)<br>3,456,789 × 75% = 2,592,591.75                |
| <b>65歳以上</b><br>昭和35年1月1日<br>以前生まれ | 0円 ~ 3,299,999円<br>3,300,000円 ~ 4,099,999円<br>4,100,000円 ~ 7,699,999円<br>7,700,000円 ~ 9,999,999円<br>10,000,000円 ~ | 収入金額 - 1,100,000円<br>収入金額 × 75% - 275,000円<br>収入金額 × 85% - 685,000円<br>収入金額 × 95% - 1,455,000円<br>収入金額 - 1,955,000円 | 2,592,591.75 - 275,000<br>= 2,317,591.75<br>小数点以下切捨て <u>2,317,591 円</u><br>雑所得金額 |
| ※計算上、マイ                            | ´ナスが出れば0円になります。   | <u>o</u>  | 100/11/3 acc 0/(   |

遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので公的年金等へは記入しないでください。 (申告書おもて面右下の「(18) 非課税所得」及び申告書うら面右下の「16 非課税所得の内訳」へ記入し てください。)

## 8. 調整控除の算出

税源移譲に伴う所得税と市民税・府民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、平成19年度から市民税・ 府民税の減額措置(調整控除)が創設されました。納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、納税者 の人的控除の適用状況に応じて市民税・府民税の所得割額から差し引かれます。

※申告書へ記入していただく必要はありません。課税時に自動計算され差し引かれます。 所得税と市民税・府民税の人的控除差

## 控除される額の計算

課税所得金額 控除される額の計算 欠の①と②のいずれか少ない額の 5%(市民税 3%、府民税 2%) に相当する金額 200万円 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合におし 以下の方 ては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 2) 合計課税所得金額

次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場 合は5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)に相当する金額 200万円 ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合におし 超の方 ては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

| 別特殊と同民権・別民権の人間程隊を |          |      |   |                                       |        |       |                       |                         |     |
|-------------------|----------|------|---|---------------------------------------|--------|-------|-----------------------|-------------------------|-----|
| 人的抗               | 空除の種類    | 金額   |   | 人的控除の種類                               |        | 金額    |                       |                         |     |
| 基                 | 礎 控 除    | 5万円  |   | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 納税者の合計 |       | 900万円超<br>950万円<br>以下 | 950万円超<br>1,000万円<br>以下 |     |
|                   | 普通       | 1万円  |   |                                       | 所得金額   | 900万円 |                       |                         |     |
| 障害者 控 除           | 特別       | 10万円 |   | 区分                                    |        | 以下    |                       |                         |     |
|                   | 同居特別     | 22万円 |   |                                       |        |       |                       |                         |     |
| ひとり親              | 父        | 1万円  |   | 配偶者控除                                 | 一般     | 5万円   | 4万円                   | 2万円                     |     |
| 控除                | <u>B</u> | 5万円  |   |                                       |        |       |                       |                         |     |
| 寡                 | 婦 控 除    | 1万円  |   |                                       | 控 除    | 老人    | 10万円                  | 6万円                     | 3万円 |
| 勤労                | 学生 控除    | 1万円  | ļ |                                       |        |       |                       |                         |     |
|                   | 一般       | 5万円  |   | 配偶者特別控除                               | 48万円超  | 5万円   | 4万円                   | 2万円                     |     |
| 扶養                | 特定       | 18万円 |   |                                       | 50万円未満 | 3/1/1 | 47313                 | 2/3/13                  |     |
| 控 除               | 老人       | 10万円 |   |                                       | 50万円以上 | 3万円   | 2万円                   | 1万円                     |     |
|                   | 同居老親等    | 13万円 |   |                                       | 55万円未満 | 2/1   | 2/1                   | רוניי                   |     |
|                   |          |      |   |                                       |        |       |                       |                         |     |
|                   |          |      |   |                                       |        |       |                       |                         |     |

#### 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方

高槻市総合センター 1 階展示ホール 受付場所

受付期間 令和7年2月17日(月)から3月17日(月)(土・日・祝日は除く)

<午前の部> 午前 9時から11時45分まで

<午後の部> 午後 1時から 5時まで ※午前中にご来場いただきましても申告者が多数の場合は、受付が午後になる場合がありますので、ご了承願います。

※車でのご来場の場合は、有料駐車場利用となります。混雑を避けるためにも公共交通機関のご利用をお願いします。

(1時間までの割引サービスは受けられますが、混雑時など1時間を超える場合はサービス対象外につき、ご了承願います。)

### 例年、申告会場は大変混雑します。ご来場の際は、スムーズに受付を行うため、事 前に次のことを確認・準備してください。

①本手引を参考にして、必要箇所を記入しておいてください。

②事業や不動産等の所得がある方は、収支の計算書を作成しておいてください。 ※税制改正により、平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保

存が必要になりました。 ③医療費控除(又は医療費控除の特例)を受ける方は、あらかじめ医療費控除の明細書(又はセルフメディケー

ション税制の明細書)を作成し、ご来場ください。

#### 申告に必要なもの

① 市民税・府民税申告書 (郵送した申告書をご使用ください。)

申告される方の個人番号(マイナンバー)カード※個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号を確認できる 書類 (通知カード ( 既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの ) 等) 及び本人確認書類 (運転免許証等)

給与所得者及び年金受給者は、源泉徴収票 ※源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書等

事業所得者(営業等、農業)は、収入金額及び必要経費がわかる帳簿等

社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金掛金等)の納入済額通知書、控除 証明書又は領収書(原本)

生命保険料、地震保険料等の控除証明書(原本)

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は障害者控除対象者認定書

医療費控除を受ける場合(令和3年度から領収書の提出による医療費控除の申告はできません。医療費控除の明 細書の作成が必要です。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。)

・従来の医療費控除・・・医療費控除の明細書(医療保険者から交付された「医療費通知(原本)」を添付の場合、 通知に記載されている内容については明細部分の記入は省略可)

・医療費控除の特例・・・セルフメディケーション税制の明細書(令和4年度以降、健診又は予防接種を受けた 等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類については申告書への添付又は提示は不要です。ただし、自 宅で5年間保存する必要があります。)

※高額療養費や保険金など補填された金額がある場合は、金額を明記してください。

⑨ 寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金の領収書又は寄附金受領証明書

※ワンストップ特例申請をした方は、市民税・府民税の申告を行うと特例申請が無効となります。 ワンストップ特例申請をした方が市民税・府民税の申告をする場合は、寄附金の領収書・証明書を申告時に あらためて添付してください。

雑損控除を受ける場合は、罹災証明書の写し、災害関連支出の領収書、被害を受けた住宅の取得年月・価格・床 面積・所有者などが分かるもの、保険金などにより補填される金額がある場合はその金額が分かるもの等

#### 税務署で確定申告をされる方

#### 茨木税務署での確定申告会場の開設は2月17日(月)からです。

※税務署で確定申告される方は、市民税・府民税の申告は不要です。

所得税確定申告書用紙の入手方法は電話をかけるだけで入手できます。令和7 年1月6日(月)から令和7年3月17日(月)までの期間は、「確定申告コー ルセンター」(茨木税務署<072-623-1131>にお電話いただき、音声案内に 従って「0」を押してください。)で確定申告書用紙の送付申込を受付します。 電子申告(e-Tax)を利用することで自宅やオフィスからインターネット を利用して申告することができますのでご利用ください。



-確定申告のお問合せは-茨木税務署



T 567-8565 茨木市上中条 1 丁目 9番21号 **2** 072-623-1131

人的控除の差

50,000円

50,000円

50,000円

150,000円

省エネ基準適合住宅

-2-

## 市民税・府民税の計算例

・府民税の均等割額 1,300円

| 均等割額             | 総合課税の所得割額(概算) 【税率 = 市民税 6%、府民税 4%】 |
|------------------|------------------------------------|
| ・市民税の均等割額 3,000円 | 所得金額合計 - 所得控除合計 = 課税総所得金額(A)       |

・市民税の所得割額 (B) = (A) × 6% - 市民税税額控除額等(調整控除他)

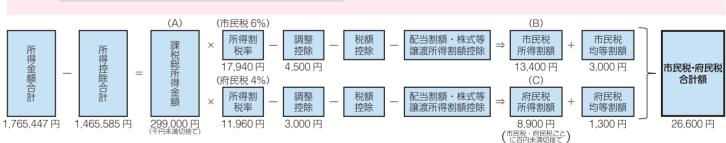
・府民税の所得割額  $(C) = (A) \times 4\% - 府民税税額控除額等 (調整控除他)$ 

(例)5 ページ「市民税・府民税申告書の記入例」の場合

高槻 太郎 (69歳): 年金収入 2,865,447円 社会保険料控除 308,070 円 生命保険料控除 57,605 円 地震保険料控除 9,910 円※ 妻 花子 (64歳): 収入なし ※5ページ右上「5」所得から差し引かれる金額」参照

子 一郎 (32歳): 収入なし 所 得 太郎の年金収入 2.865.447 円 調整控除 基礎控除 雑所得※ 1,765,447 円 配偶者控除 ※3ページ「7. 所得の速算表」参照 十 一般扶養控除 控除 社会保険料控除 308,070 円 牛命保険料控除 57,605 円 市民税調整控除 150,000 × 3% = 4,500 円 地震保険料控除 9,910円 330,000 円 配偶者控除 府民税調整控除 150.000 × 2% = 3.000 円 330.000 円 一般扶養控除 430.000 円 基礎控除

1,465,585 円



※令和6年度から市民税・府民税と併せ、森林環境税(国税)の年額1,000円が課税されます。

## 10. 令和7年度市民税・府民税に係る主な改正点

控除合計

## 1. 住宅ローン控除の拡充・延長

## 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入上限額の上乗せ

認定住宅

(認定長期優良·認定低炭素)

19歳未満の扶養親族を有する子育て世帯、または夫婦いずれかが40歳未満の若者夫婦世帯が、令和6年に入居 する場合には、令和4年・5年入居の限度額が維持されます。

ZEH 水準省エネ住宅

改正前(令和6年・7年入居) 新築・買取再販住宅

|                | 借入限度額     |        | 4,500 万円               | 3,500 万円    | 3,000万円   |  |  |  |
|----------------|-----------|--------|------------------------|-------------|-----------|--|--|--|
| 改正後(令和6年入居の場合) |           |        |                        |             |           |  |  |  |
|                | 新築・買取再販住宅 |        | 認定住宅<br>(認定長期優良・認定低炭素) | ZEH 水準省エネ住宅 | 省エネ基準適合住宅 |  |  |  |
|                | 借入限度額     | 子育て世帯等 | 5,000 万円※              | 4,500 万円※   | 4,000 万円※ |  |  |  |
| 16             | 旧八派反战     | それ以外   | 4,500 万円               | 3,500 万円    | 3,000 万円  |  |  |  |

## ※令和4・5年入居の限度額

新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額1.000万円以下の者に限り、新築住宅の面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について 建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。

## 2. 令和7年度個人住民税の定額減税

合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者本人が、令和6年12月31日現在で控除対象配偶者に 該当しない同一生計配偶者※を有する人に対して1万円の定額減税を実施します。

-4-

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ配偶者(国外居住を除く)の合計所得金額が48万円以下の者

#### 11. 申告書の書き方(おもて面) 所得から差し引かれる金額に関する事項 市民税・府民税申告書の記入例 □控除別に支払額、補填金等を記入してください。 ※「9. 市民税・府民税の計算例」の場合 から順番に該当する項目に記入してください。 所得から差し引かれる金額 ・収入がない方、非課税所得のみの方は 1)を記入後 12 を記入してください。 □控除の支払額等から控除額を計算し記入してください。 ₩式第11号 令和7年度分 市民税·府民税申告書 個人番号 空除の種類 内容 控除額 住所、氏名、生年月日、個人番号 (宛先) 高槻市長 高槻市 桃園町 2番1号 支払金額全額 072-674-7132 令和 年 月 日振 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族 □申告する方の住所、氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)、電話番号等を ≪注意 などが負担することになっている国民健康保険料(税)、介護保険 無贈 業種又は職業 記入してください。 社会保険料 配偶者その他の親族の公的年金等から直 接差し引かれた社会保険料は、あなたの 料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、その他の社会保険 料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。 収入金額等 社会保険料控除の対象にはなりません。 高槻 太郎 高槻 太郎 本 前年中にあなたが支払った確定拠出年金(企業型・個人型)、小規 小規模企業 模企業共済等掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の推 □収入の種類別に収入の金額を収入金額欄に記入してください。 支払金額全額 金がある場合に受けられる控除です。 所得金額 ※証明書(原本)などが必要です。 日本年金機構 2,433,221 日 企 業 年 金 控除の種類 □下表を参照し、収入の種類別に所得を計算し、所得の金額欄に記入してください。 内容 動 前年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族などを受取人とする生命保険料(配当金のある場合は君 □「合計⑫」に所得金額の合計額を記入してください。 **月川いた額)や、個人年金保険料、介護医療保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。** 収入・所得 内 容(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入・所得) 当才 「表の手順に従って計算をしていただくと生命保険料控除額が算出できるようになっていますのでご利用 国民健康保険 216,070 円後期高齢者医療保険 印売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生じる所得のほか、各種 交員、集金人、大工、左官、家内労働者などの自由職業から生じる所得です。 ※ 収入金額は(ア)に記入してください。 ※生命保険料控除証明書 (原本) が必要です。 公的年金等 丰 92,000 円 国民年金等 その他社会保険 護保険 業 ☆申告書 4 「⑮生命保険料控除」にも同様に記入してください 生命保険料の保険の種類別に支払金額を記入してください。 新生命保険料の計 旧生命保 農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。 ※ 収入金額は(イ)に記入してください。 A 新契約に係るもの (平成24年1月1日以後締結分) 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 命保险判控 アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸し地などから生じる所得です。 ※ 収入金額は(ウ)に記入してください。 (平成23年12月31日以前締結分) 保険の種類 支払金額 ③不動產 の新生命保険料の計 保険の種類 公社債や預貯金の利子などによる所得です。 2)新個人年金保険料の計 川牛命保険料の計 地 震 保 険 料 の 計 旧長期損害保険料の計 ※ 源泉分離課税分は申告不要です。 ③介護医療保険料の計 5旧個人年金保険料の計 動 株式の配当等による所得です。(上場株式等で市民税・府民税が特別徴収された配当は原則申告不要ですが、申告する場合は、うら面「10」に特別徴収された配当割額を記入してください。) 2. ①~③の保険の種類ごとに、下記のAの計算式 ④~⑤の保険の種類ごとに、下記のBの計算式 株式等 □死別 □生死不明 □ひとり親 □離婚 □未帰還 | 控 除 により生命保険料控除額を算出してください。 により生命保険料控除額を算出してください。 その他 配当控除の適用のない配当所得です。 障害の程度 A 新契約に係るもの (①、②、③) B 旧契約に係るもの(④、⑤) ッ 章害者控除 公的年金等 🧷 給料(賞与含む)、賃金、俸給などから生じる所得です。 ※総収入金額を(カ)に記入してください。 ※源泉徴収票を添付してください。 ◆3ページ[7.所得の速算表]及び下記[給与の記入例]を参照ください。 ◆源泉徴収票がない方は下記 ● をご覧ください。 給与所得の金額及び公的年金等に係る 年間の支払保険料等 年間の支払保険料等 障害の程度 控除額 控除額 業 務 8 12,000円 支払金額の全額 ~ 15,000円 支払金額の全額 生 年 月 E そ の 他 9 生命保険料 こよる額を給与所得より控除します。 高槻 花子 12,001円 ~ 32,000円 支払金額×1/2+6,000円 15,001円 ~ 40,000円 支払金額×1/2+7,500円 合計(⑦+⑧+⑨) 10 (給与所得の金額 ※1)+ (公的年金等 に係る雑所得の金額 ※1)-10万円 円) 配偶者の合計所得金額 2.偶者控防 32,001円 ~ 56,000円 支払金額×1/4+14,000P 40,001円 ~ 70,000円 支払金額×1/4+17,500F 恩給及び公的年金(国民年金、厚生年金など)から生じる所得です。 ※ 総収入金額を(キ)に記入してください。 ※ 源泉徴収票を添付してください。 ☑入金額 (年金 (※1) 10万円を超える場合は10万円 28.000円 0.001円 1,765,447 計 (12) 13 に該当する控除がある者は の控除を適用した後の金額から 控除します。 (小数点以下は切上げ 社会保険料控除 139 308,070 ※ 源水は収売を添りしてへんとい。◆3ページ[7.所得の速算表]及び下記[公的年金等の記入例]を参照ください。 サ 中 月 日 同時が時の区が続き 明・大 図・字 4・10・10 ☑ 同 居 子 ⑥一般生命保険料控除 蓄述家以外の方の受ける原稿料、印税、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入から生じる所得です。※総収入金額を(ク)に記入してください。 1)新生命保険料 (上限28,000円 (上限35.000円) 旧生命保険料 左表の中で一番大きい額を記入 地震保険料控除 160 9.910 5方ある場合 (①+④) (上限28,000円 生命保険の個人年金、互助年金などから生じる所得です。 ※ 総収入金額を(ケ)に記入してください。 ⑦個人年金保険料控除 自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡などから生じる所得です。 (商品、原材料などの棚卸し資産は除かれます。) あなたの令和7年度の 助 労 学 生 ・ 章 害 者 控 除 ②新個人年金保険料 (上限28,000円 生命保険料控除額 330,000 旧個人年金保険料 (上限35,000円 短期(コ)…取得後5年以内の譲渡 長期(サ)…取得後5年超の譲渡 左表の中で一番大きい額を記入 特別控除額は、長期と短期あわせて最高50万円です。 両方ある場合 (②+⑤) (上限28.000円 (⑥~⑧合計で 上限70,000円) 8 扶養控除 22 330,000 ⑧介護医療保険料控除 賞金、懸賞当選金、競馬、競輪などの払戻金、法人から贈与を受ける金品、遺失物拾得の報労金、生命保険契約に基づく一時金などから生じる所得です。なお、特別控除額は最高50万円です。 基礎控除 🚳 430,000 ~ ②までの計 🕢 生年月日 同居·別居 5 「給与」と「公的年金等」以外の所得については、申告書うら面の 雑 捐 控 除 🙈 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などの地震保険契約や旧長期損害保険勢 医療費控除 🚳 「所得の内訳に関する事項」の該当箇所に記入してください。 約(保険期間10年以上)の保険料をあなたが支払った場合に受けられる控除です。それぞれの支払金額 計タ 1,465,585 こ対して控除額を計算していただき、合計をした額が地震保険料控除額となります。下表の手順に従って 氏 名 生年月日 同居·別居の区分 続柄 打 計算をしていただくと地震保険料控除額が算出できるようになっていますのでご利用ください。 年金の支払金額を源泉徴収票で確認しながら 2 公的年金等の内訳 **2** ※地震保険料控除証明書(原本)が必要です。 公的年金等の記入例 欄に記入してください。 非課税所得 ) (118) 1. 地震保険料の保険の種類別に支払金額を記入してください。 合計額を 2 「公的年金等(キ)」に記入してください。 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 3. 年金収入は雑所得になります。公的年金等の雑所得速算表(3ページ) A 地震保険料 B 旧長期損害保険料 4 で所得を計算してください。 保険の種類 支払金額 保険の種類 支払金額 4. 計算結果を 🛂 「公的年金等 ⑦」に記入してください。 地震保険料の計 日長期損害保険料の計 医療費控制 円 企業年金 本年金機構 2.433.221 公的年金等 キ ☆申告書 4 「⑩地震保険料控除」にも同様に記入してください 地震保険料 2. 1.の保険の種類ごとに下記のA、Bの計算式により控除額を算出してください ÷別愿の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。 ▶■■■の部分は記入しないでください。※裏面にも記入する機がありますので注意してください。 ※分離課税に係る所得等のある方、控除対象寄附金のある方は、別の申告書が必要になります。 A 地震保険料 B 旧長期損害保険料 公的年金等 年間の支払保険料等 50.000円 支払金額×1/2 5,000円 支払金額の全額 令和6年分 公的年金等の源泉徴収票 (住所文は 高槻市桃園町2-1 令和6年分 公的年金等の源泉微収票 ~ 15,000円 支払金額×1/2+2,500円 非課税所得がある人は、申告書うら面の12を参照してください。 住所又は居所 高槻市桃園町2-1 (小数点以下は切上げ) 15.001円 ~ 10.000円 高槻 太郎 明治 大正 昭和 平成 十令和 氏名 昭和30年9月1日 オ (フリガナ) タカツキ タロウ 支払金額 源泉微収税額 氏 名 高槻 太郎 所得税法第203条の3第1号・第4号適用 支払金額源泉微収税額 地震保険、旧長期捐害保険の両方の支払金額がある場合は合計額 2,433,221 あなたの令和7年度の 所得税法第203条の3第2号·第5号適用分 432226 1つの契約で両方の支払金額がある場合は、控除額が有利な方のみ算出 地震保険料控除額 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分 所得税法第203条の3第7号適用分 給与の記入例 上限25.000円) 令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票 所得から差し引かれる金額に関する事項(人的控除) 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族|次のいずれか多い金額 高槻市桃園町2-1 などが所有する生活用資産が災害・盗難・横領によって損害を受 ① (損失の金額-補填された額) -□控除別に必要事項を記入してください。⑳配偶者控除・同一生計配偶者、㉑配偶者特 3.002.578 けた場合に受けられる控除です。 (所得金額の合計額の10%) 別控除、②扶養控除については、扶養親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー) ※災害関連支出(盗難・横領を含む)を証する書類が必要です。 ②(災害関連支出の金額-保険金等 2 収入金額 「給与(カ)」 高槻 次郎 等を記入してください。 により補填された額) -5万円 □扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類(各人に 源泉徴収票「支払金額」の 得控除の額の合計額 源泉 徴収税 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族 (調整控除後 (支払った医療費-保険金等により補 額を記入してください。 行ったことを明らかにするもの)」の添付又は提示が必要です。 などの為に、医療費を支払った場合に受けられる控除です。 填された額) - (所得金額の合計額の 給料·賞与 3,002,578 2,020,000 1,599,251 21,400 ※令和3年度から領収書の提出による医療費控除の申告はできま 5%又は10万円のいずれか低い額) 医療費 所得から差し引かれる金額(人的控除) せん。医療費控除の明細書の作成が必要です。(医療費通知(健康 ※限度額200万円 保険組合等が発行する「医療費のお知らせ))(原本)を添付する場 扶養親族 (本人を除く ※「所得金額の合計額の5%」の □控除別に控除額を記入してください。 合、通知に記載されている内容については明細部分の記入は省略可) 小数点以下は切捨て □ 「合計 (タ)」に所得から差し引かれる金額の合計 (③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 3 所得金額 「給与 ⑥」 また、医療費の領収書は自宅で5年間保存をお願いします。 380,000 +20+20+20+20+20+26) を記入してください。 前年中にあなたが下記の一定の取組を行っており、あなたやあなた (対象医薬品の購入金額-保険金等) 源泉徴収票「給与所得控除 社会保険料等の金額 と生計を一にする配偶者、その他の親族などの為に、一定のスイッ より補填された額) -12,000円 後の金額」の額を記入して チOTC医薬品の購入費を支払った場合に受けられる控除です。 ※限度類88 000 359,251 特例 ください。 ※令和4年度以降、健診又は予防接種を受けた等の一定の取組 ※一定の取組に係る費用は控除対象外 扶養親族を有する(被扶養者の合計所得金額が48万円以下 を行ったことを明らかにする書類については申告書への添付又は ※この特例を受ける場合には従来の めること) ・合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・夫と死別した後再婚していない方又は夫の生死の明らかでない方のうち、次の条件を全て満たす方 医療費控除の適用はできません。 提示は不要です。ただし、自宅で5年間保存する必要があります。 寡婦控除 26万円 合計所得金額が500万円以下であること 12. 申告書の書き方(うら面) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと とり親控 ・ひとり親であること (事実上婚姻関係にあると認められる方が いる場合は適用不可) 所得の内訳に関する事項 30万円 ひとり親控除 **給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法(記入例)** 同一生計の子を有する(子の総所得金額等が48万円以下であ □ [6 給与所得の内訳] 前年の合計所得金額が500万円以下であること 日給など給与所得のある方で、源泉徴収票がない方は、この欄に記入してください。 由告書うら面 左上 欠の条件全てを満たす方 ・働きながら大学、高等学校等に通学している ≪給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法(記入例)≫参照 給与収入の申告は、原則として源泉徴収票に記載された金額を申告 前年の合計所得金額が75万円以下 自己の勤労によらない所得が10万円以下 □「7 事業・不動産所得に関する事項」~「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」 26万円 動労学な していただくことになりますが、やむを得ない理由により源泉徴収票 所得の種類に応じて、該当する箇所に収入と必要経費等の内訳を記入してください。 の再発行等ができない場合は、給与明細等で金額をご確認の上、申告 ※申告時に学生証又は在学の証明書類を持参してください。 □ 「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」 書うら面左上の「6 給与所得の内訳」に記入してください。 「身体障害」・「知的障害」・「精神障害」・「戦傷病」手帳の交付を受けている方 26万円 該当する箇所に収入と必要経費等の内訳を記入してください。 精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、普通障害者に準ずるものとし 1. 月ごとの給与収入を給与明細等で調べてください。 市町村長などの認定を受けた方 ※ 総合譲渡の特別控除額は、50万円かその譲渡益のいずれか少ない方 ※申告時に証明す )障害者控除に該当する方のうち、「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳A」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「戦傷病者手帳(特 る手帳などを持 2. 申告書うら面左上「6 給与所得の内訳」に調べていただいた金額を ※ 一時所得の特別控除額は、50万円か収入から経費を差し引いた残額のいずれか少ない方 参してください。 左図のように記入し、合計金額を記入してください。 別項症から第3項症まで)」の交付を受けている方 ②原子爆弾被爆者で<u>厚生労働大臣の認定を受けている方</u> ③6ヶ月以上継続して就床し複雑な介護を要する方 事業専従者に関する事項 障害者控除 3. 合計金額の下に勤務先所在地、名称、電話番号を記入してください。 30万円 □ 「12 事業専従者に関する事項」 )精神又は身体に障害のある65歳以 るものとして市町村長などの認定を受けた方 申告書おもて面の → 「給与 (カ)」に給与収入の合計金額を記入し、 「給与 ⑥」には3ページ「給与所得の速算表」にて給与収入から あなたと生計を一にする配偶者や 15 歳以上の親族が、営業等に一年を通して 6 か月を超え る期間従事した場合は、その方の氏名、生年月日、個人番号 (マイナンバー) 等を記入して 特別障害者控除に該当する配偶者、扶養親族が同居している場合は 賞 与 等 53万円 ── 給与所得を算出し記入してください。 障害者控除 同居特別障害者控除になります。 ください。1人につき次の①又は②のいずれか少ない金額が必要経費(専従者給与(控除)額) 生計を一にする配偶者(内縁関係の者、 納税義務者の合計所得金額(給与収入の場合) になります。 生前を一に9つ8時間(1978(例所の台、 事業専従者を除く)の前年の合計所得 金額が48万円以下である場合に右表の 控除が受けられます。 また、右表で※1にあたる場合は、 配偶者控除 ~900万円 | ~950万円 | ~1,000万円 | 1,000万円誌 ~1,095万円) | (~1,145万円) | (~1,195万円起 ① 50 万円(配偶者の場合は86 万円) 偶 者 ② 営業、不動産所得等の金額を事業専従者の数に 1 を加えた数で除して得た金額 -生計配偶者(控除対象配偶者を にチェックをお願いします。た 配偶者控除額 33万円 22万円 別居の扶養親族等に関する事項 お、この場合で配偶者が障害者であれば、同一生計配偶者(配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下)にかかる この場合で配偶者が障害者であれ 適用なし □ [13 別居の扶養親族等に関する事項] 老人配偶者控除額 配偶者 38万円 26万円 13万円 (昭和30年1月1日以前生まれ 控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。 9 障害者控除の対象となります。 納税義務者の合計所得金額(給与収入の場合) 前年に所得がなかった方、非課税所得がある方に関する事項 配当所得 の種類 所得の生ずる場所 支払確定年月 収入金額 必要経費 あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、あなた 配偶者特別控除 ~950万円 |~1,000万円 | 1,000万円起 ~1,145万円) |(~1,195万円) |(1,195万円超 □ [15 前年中に所得がなかった方] 生計を一にする配偶者(配 48万円超~100万 33万円 22万円 困者控除該当者及び事業専行 あなたが無収入であった場合、生活状況等の該当箇所に必要事項を記入してください。 11万円 ~105万円 21万円 31万円 国外構式等点係 □ [16 非課税所得の内訳] 金額が48万円を超え133 雑所得(公的年金等以外)に関する事項 の場合、右表の控除が多 26万円 18万円 9万円 非課税所得を受給していた場合、非課税所得金額を記入してください。 種目 所得の生ずる場所 収入金額 けられます。 なお、申告書の配偶者の合意 ~115万円 21万円 14万円 7万円 2 偶 者 非課税所得(遺族年金・障害年金等)がある場合は、申告書おもて面右下「(118)非課税所得」

なの、平□言い記詞ョンこ 所得金額の欄については、 手引3ページの「7. 所得0 ~120万円 所得の速 特別控除 算表」を参照ください。 16万円 11万円 6万円 適用なし ~125万円 11万円 8万円 4万円 配偶者控除を受けられる ~130万円 6万円 4万円 2万円 方は、重複して配偶者特 ~133万円 3万円 2万円 1万円 別控除を受けることはで きません。 133万円超 (201万円超) 適用なし 生計を一にする配偶者以外の<u>16歳以上の親族</u>(事業専従者を除く)で、前年の合計 所得金額が48万円以下である場合にこの控除が受けられます。 般扶養控除 16歳~18歳 (平成18年1月2日~平成21年1月1日生まれ) 33万円 特定扶養控除 19歳~22歳 (平成14年1月2日~平成18年1月1日生まれ) 45万円 扶養 控除 一般扶養控除 23歳~69歳 (昭和30年1月2日~平成14年1月1日生まれ) 33万円 70歳~ (昭和30年1月1日以前生まれ) 38万円 老人扶養控除 老人扶養親族に該当する扶養親族が同居し、かつ、あなたかあなた の配偶者の直系尊属である場合は7万円の同居加算がされます。 45万円 前年の合計所得金額 基礎控除額 前年の合計所得金額 前年の合計所得金額に基づき 基礎控隊 適用なし 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,500万円超 裏面 13 に該当する方は、以下の計算式により算出された金額を給与所得より控除します。 (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1

16 歳未満の扶養親族に関する事項

□扶養親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。 □扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類(各人に

行ったことを明らかにするもの)」の添付又は提示が必要です。

**16歳未満** (平成21年1月2日以後生まれ) 0円 控除額 生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合 ≪注意≫ 夫養 親 族

## 所得金額調整控除に関する事項

□ [17 所得金額調整控除に関する事項]

課税所得( 遺族年金 ) (18)

申告書おもて面 右下

にも金額を記入してください。

申告書うら面 右下

障害年金

傷病年金

合計金額

受給額

.404.582

くは「16 非課税所得の内訳」に記入してください。

非課税所得がある方の申告方法(記入例)

遺族年金 420,000 円と障害年金 984,582 円を受給している場合

下記の①と②の両方に該当する方であれば、その者の氏名等を記入してください。 ①本人の給与収入が850万円を超える。

1,404,582

収入がなくても、健康保険料、保育料算定等や公営住宅関連のために申告が必要な方又は

前年の収入に遺族年金、障害年金等の非課税所得がある場合は

1. 申告書うら面右下 [16 非課税所得の内訳] に前

2. 申告書おもて面右下「(18) 非課税所得」に非課税

申告書うら面右下 [16] 非課税所得の内訳 に内訳を記入し、申告書おもて面右下 [18] 非課税所得」にも記入してください。

年の非課税所得の金額を記入してください。

所得の合計金額を記入してください。

税の証明書(非課税証明書)が必要な方は、この「15 前年中に所得がなかった方」若し

②以下のいずれかに該当する。

給与所得者本人が特別障害者

・同一生計配偶者が特別障害者 ・扶養親族が特別障害者 ・扶養親族が23歳未満

※ここでいう同一生計配偶者または扶養親族については、自分以外の親族等が控除対象に している場合も含めます。

他 都 道 府 県 の 事 務 所 等 前年中に所得がなかった方は、下の欄に記入してください。 第4中に所得がなかった場合でも国民健康保険料験の基礎資料となりますので記入して提出してくださ 所得の種類 . あなたを扶養・援助している方 遺族年金 . あなたが病気療養中の場合 入通院先 障害年金 1.あなたが失業中であった場合 傷病年金 コンタン は、昨年の生活状況を記入してください その他 所得金額調整控除に関する事項

生年 明·大·昭 月日 平·令

合 計 額

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

収入金額 必要経費 <sup>差引金額</sup> 特別控除額 <sup>所得金額</sup> (収入金額一必要経費) 特別控除額 (差引金額一特別控除額

配当割額控除額

4 事業税に関する事項

事業用資産の譲渡損失など

特別障害者に 該当する場合

級 別居の場合 度 の住所

受 給 額

81

長期

時

2 事業専従者に関する事項

別居の扶養親族等に関する事項

1 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

勒森先所在地

助務 先 名

電話番号